

第 49 回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 26 年 7 月 3 日 (木) 9:59~11:03
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - (部 会 長) 廣松毅
 - (委 員) 北村行伸、西郷浩
 - (専 門 委 員) 田付茉莉子
 - (審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都
 - (調査実施者) 国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室：稲本室長ほか
 - (事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、佐藤国際統計企画官
ほか

4 議 題 港湾調査の変更について

5 概 要

- 前回部会の「(2) 集計事項」の変更に関する審議の中で、「背高コンテナ」の集計の必要性について指摘があったため、現状においては不要とする国土交通省の整理について、改めて確認を行った。
- 答申(案)について審議が行われた結果、部会として了承された。

委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

(1) 前回部会での意見等に関する整理

- ・ 国土交通省の説明で、背高コンテナを通行できる高さでの臨海道路のトンネル等の整備や高さ指定道路(車両の高さが 4.1m までの車両が通行可能な道路)の整備など、随分背高コンテナに関係する道路の整備が進んでいる状況が理解できた。
- ・ 資料 1 を見ると、コンテナの種類に関係なく最大総重量は全て 30,480kg となっている。そのように決められているのか。最大総重量を超えて積載することは法的に認められていないのか。
 - ← コンテナの最大総重量は国際標準化機構 (ISO) の規格で決められており、それを超えて積載することはコンテナ船のバランスが崩れるなど安全面での問題が生じることから、認めていないものと考える。
- ・ 背高コンテナについて、国土交通省では、省内の政策実施部局やコンテナ取扱量の多い港湾管理者に確認したところ、利活用ニーズが見られないことから、今回はコンテナ高さを把握する事項を追加することはしないものの、今後利活用ニーズが出てきた時点で改めて検討するとのことである。このことについては部会として了承することとしたい。

(2) 答申(案)について

ア 「1 本調査計画の変更」

(ア) 「(2) 理由等」の「ア 報告を求める者の変更」について
特段の意見なく了承された。

(イ) 「(2) 理由等」の「イ 集計事項」について
特段の意見なく了承された。

(ウ) 「(2) 理由等」の「ウ 調査方法の変更」について

- ・ 統計調査のオンライン化の推進・定着を図る上での統計技術的な問題に対応するため、国土交通省が各港湾管理者の実態を踏まえてデータベース化を進めることは、広い意味で電子政府の推進という面もあるのではないかと。そして、電子政府を推進するという観点から、データベース化を進めていくことにより、一連の調査業務の定型化（ルーチン化）が可能となるといった考えもあるのではないかと。
- ・ 答申（案）としては了承された。

イ 「2 諮問第 19 号の答申「港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について」（平成 21 年 8 月 24 日付け府統委第 64 号）における今後の課題への対応について」

(ア) 「(1) 「調査対象港湾の定期的な見直し」について」
特段の意見なく了承された。

(イ) 「(2) 行政記録情報の一層の活用」について
特段の意見なく了承された。

ウ 「3 今後の課題」

- ・ 行政記録情報等の活用について、個別法において機密保持の観点から二次利用を厳密に規制しているものがみられる中で、統計情報として利用可能とするにはどうすれば良いのかといった議論を統計委員会等で行っていただければと考えている。
- ・ 第 I 期基本計画の 5 年間で行政記録情報等の活用についてはある程度進んだのではないかと考えるが、一方でなかなか進まない原因の一つに、個別法による規制がある。本件だけではなく、他の統計調査の審議や答申においても行政記録情報等の活用に関する指摘を重ねていくことによって、統計の現場から必要性を広く訴えていくことが必要ではないかと。
- ・ 本件については、行政記録情報等を統計作成のために提供することに対し、事業者が反対することはあまりないと思われるので、比較的活用を進めやすい案件と考える。統計として行政記録情報等を活用することについて、なんらかの基本方針があり、その方針に合致している場合は活用できるといった仕組みが必要ではないかと考える。
- ・ 行政記録情報等の活用については、個別法の問題もあるが、行政記録情報等が電子化されていないといった問題もある。また、法的な規制については、行政記録情報等を保有する担当部署として、簡単に対応できるような問題ではないと考えられるため、統計委員会として発言していく必要があるのではないかと。

- ・ 今回、TEU 単位換算前のコンテナ長さ別の取扱個数やコンテナ種別の取扱個数を新たに集計することとしており、その理由として臨港道路等の港湾施設の整備に資する情報が得られることを挙げている。その議論の延長という形で背高コンテナも取るべきではないかという意見が出されたのではないか。部会での議論の結果、背高コンテナについては、調査票に新たに調査事項を設ける必要があり、報告者負担も発生するため、行政ニーズを確認した結果、特にないとのことから今回は見送るということになったが、引き続きモニターしていくという結論になったのではないかと理解している。背高コンテナについて、答申（案）において触れておく必要はないのか。
- ・ 背高コンテナが通過できる道路の整備が進んでいるか否かについて問題意識を持っていたが、整備がかなり進んでいることが確認できた。このため、背高コンテナについては、統計委員会において部会長から発言いただければ十分ではないかと考える。
- ・ 答申（案）を統計委員会に報告する際に、部会審議の概要を報告することとなっていることから、背高コンテナについても発言することとし、答申（案）には記載しないこととしたい。

エ 「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」について
特段の意見なく了承された。

6 その他

答申（案）については、平成 26 年 7 月 14 日（月）開催予定の第 77 回統計委員会において、部会長から報告することとされた。